

私たちの手で支えあいの地域をつくる

ちょっとした困りごととはあしたの会へ

—あしや助けあい・支えあいの会（通称 あしたの会）—

あしや助けあい・支えあいの会では、日常生活の中でのちょっとした困りごとを、会員同士の助けあいで解決することを目指し、手助けをする側の協力会員、手助けを受ける側の利用会員の相互の信頼に基づいて活動を行っています。

今まで自分でできていたことでも、年齢を重ねるにつれて、これまでのように当たり前にこなしていくことが徐々に難しくなることもあります。身近に手伝いをお願いできる人がいればよいのですが、そういった人がいない場合、何らかの手助け（サポート）の仕組みが必要になります。その仕組みが、「あしたの会」の活動です。サポートを行うことで、同時に利用会員の安否確認にもつながっています。

●利用できる人

町内在住の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者など、日常生活に困りごとがある人

●利用するには

- ①利用会員が事務局にサポートを依頼
- ②あしたの会のコーディネーターが利用会員宅を訪問し、サポート内容の調整
※サポートの仕組みは右の図のとおりです。

●利用料と利用時間

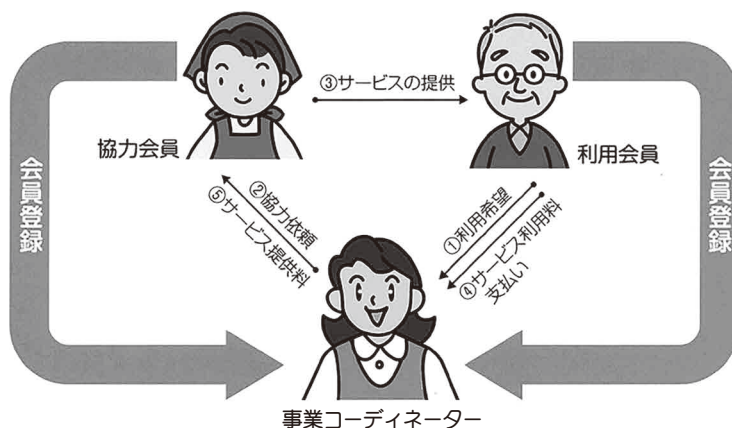
利用者の負担が大きくならないよう、1回あたりのサポートは60分以内（2人で訪問する場合は30分以内）を目安に調整

あしたの会の活動が住民の皆さんに浸透していくにつれて、サポートの依頼が増えてきています。それに伴い、サポートを行っていただける協力会員の募集を随時行っています。地域の中でのちょっとした手伝いから始める活動に、ぜひご協力ください。

※サポートは、新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで実施しています。

▷参加加入やサポートの問い合わせ

あしたの会事務局（福社会館内）（☎222局2866）



令和2年度に行ったサポート内容

- 室内の清掃
- 安否確認をかねた話し相手
- 簡単な家の修繕
- 定期的なゴミ出し
- 草取り
- せん定
- 服の補正

年会費

協力会員・利用会員・賛助会員 1口500円

サポート料 10分100円

1回あたり60分までです。

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

子育て

掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によって、変更・中止となる場合があります。

保育所（園）・認定こども園の利用申し込み（新規）受け付け

令和3年4月からの保育所（園）・認定こども園（保育利用）の新規申し込みを受け付けます。



▽受付期間 12月4日（金）～令和3年1月8日（金）

※令和3年2月・3月に入所を希望する場合の申込期限も1月8日（金）です。

▽入所対象 3カ月児から

▽入所要件

①同居の家族が仕事などで保育ができない家庭

②出産や病気、介護、看護などで保育ができない家庭

▽提出書類

①施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定申請書

※世帯全員のマイナンバーの記載が必要です。

②保育利用申込書

※0歳児は母子健康手帳の写しが

必要です。

③マイナンバー確認書類と身元確認書類（保護者1人分）

④保育を必要とする証明書類（所属する会社の雇用証明書など）

⑤令和2年1月1日に芦屋町に住んでいない場合は、その時点の

居住地での所得課税証明書

※提出書類の様式は健康こども課窓口に設置しています。また町のホームページからダウンロードできます。

※事前に入所を希望する施設の見学を済ませたうえで、申し込んでください。施設見学は各施設に直接申し込んでください。

※町外の保育所、認定こども園（保育利用）を希望する場合も、芦

屋町役場での手続きが必要です。

▽申し込み・問い合わせ 子育て

支援係（☎223局3537）

ハロー！Baby教室に参加しませんか

赤ちゃんを迎えるための教室です。楽しく子育ての勉強をしませんか。



▽とき 12月13日（日）

午前9時15分～午後0時30分ごろ（9時から受け付け）

▽ところ 中央公民館4階

▽内容 助産師による赤ちゃんを迎えるための話、風呂の入れ方（実習）、マタニティヨガ、パパの妊婦体験、栄養士による妊娠中の栄養の話

▽対象 妊婦とそのパートナー

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 母子健康手帳、母子健康手帳副読本、筆記用具、バスタオル

▽申し込み 12月9日（木）までに、健康づくり係（☎223局3533）へ

相談

人権生活相談

毎月2回の定例相談のほかに、随時相談を受けています。

◎12月3日（金）橋本求相談員

◎12月17日（金）土肥孝明相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 中央公民館

▽相談内容 人権に関することや生活、就職、進学相談など

※定例日以外の相談は、直接相談員に連絡してください。

◎橋本相談員（幸町8番18号 ☎223局3203）

◎土肥相談員（高浜町21番18号 ☎222局0044）



相談

第72回人権週間

県内一斉無料電話相談

12月4日(金)から10

日までの1週間は

「第72回人権週間」で

す。福岡法務局と福

岡県人権擁護委員連

合会が県内一斉無料電

話相談を行います。



家庭内のもめごとや隣近所との

トラブル、いじめや差別など、悩

みや困りごとがあれば、一人で悩

まず電話してください。人権擁護

委員と法務局職員が無料で相談に

応じ、秘密は厳守されます。

▽とき 12月6日(日)午前9時～午

後5時

▽相談電話番号 フリーダイヤル

(☎0120-307-405)

※携帯電話からも利用できます。

▽問い合わせ 福岡法務局人権擁

護部(☎092-739局4

153)

特設人権相談所を開設

人権や法律の問題で困っている

人は気軽に相談してください。

▽とき 12月10日(木)・午後1時30

分～3時30分

▽ところ 中央公民館4階

▽相談内容 家庭、相続、登記、

戸籍、金銭、いじめ・不登校の

人権問題など

▽相談員 人権擁護委員

▽相談料 無料

▽問い合わせ 障がい者・生活支援

係(☎223局3530)

※事前に相談内容を連絡してくだ

さい。

無料法律相談

▽とき 12月15日(火)・午後1時30

分から

▽ところ 役場4階

▽定員 7人(先着順)

▽受け付け 12月4日(金)から、庶

務係(☎223局3572)へ

※相談時間は1人約20分です。

※遅れるときや相談の取り消しをす

るときは、必ず連絡してください。

※相談の内容に応じて、契約書な

どの関係書類(写しでも可)を

持参してください。

ふくおか人権ホットライン

無料電話相談

福岡県では、ひぼうちゅうしやう誹謗中傷や差別的

な扱いなど同和問題をはじめとす

るさまざまな人権問題で悩んでい

る人に、弁護士が法律的な観点で

助言を行う電話法律相談を行って

います。

相談料は無料で、秘密は厳守さ

れます。

▽とき 毎月第4金曜日・午後3

時～6時

▽相談電話番号 福岡県福祉労働部

人権・同和对策局調整課(☎0

92-724局2644)

お知らせ

年末年始の

ごみと尿の収集を休みます

●ごみの収集 12月31日(木)～令和

3年1月3日(日)は休みます。

●リレーセンターへの自己搬入 12

月29日(火)・午後4時30分まで受

け付けます。

※12月30日(水)～1月3日(日)は搬入

できません。

●粗大ごみ受付センター 12月29

日(火)～1月3日(日)は休みます。

●尿の収集 12月29日(火)～1月

3日(日)は休みます。臨時収集を

希望する人は、12月18日(金)まで

に、収集業者へ直接申し込んで

ください。

【収集業者連絡先】

芦屋地区Ⅱ(有) 環整 (☎22

3局0402) 山鹿地区Ⅱ(有)

大洋社 (☎293局3331)

▽問い合わせ ごみ収集Ⅱ環境・

公園係(☎223局3538)、

し尿収集Ⅱ下水道係(☎223

局3549)

※年始の収集は、12月15日発行の

広報あしやに折り込まれる「1

月の情報カレンダー」でごみ収

集日を確認してください。

健康優良家庭を表彰します

芦屋町国民健康保

険では、国民健康保

険に加入している世

帯の被保険者全員が

1年間医療機関など

を受診しておらず、ま

た、国民健康保険税に滞納がないな

どの要件を満たした世帯を、健康優

良家庭として表彰しています。

このたび、令和元年度の健康優

良家庭に該当する世帯主に対して、

12月上旬に記念品を贈ります。

今後も町の健康診査を大いに活

用し、健康を保持してください。

▽問い合わせ 保険年金係(☎2

23局3532)

中ノ浜区の備品が充実しました

中ノ浜区では、令和2年度のコ



ミニシティ助成を受け、自治区活動の拠点となっている公民館の備品、エアコン、テレビ、卓球台などを整備しました。

コミュニティ助成事業とは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安



全な地域づくりと共生のまちづくりなどに対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るものです。

中ノ浜区長の中西徳樹^{のりき}さんは「備品が充実することでイベントや公民館活動がより活発になり、地域住民のニーズにあった行事や交流活動に役立てたいと思います」と話していました。

▽問い合わせ 企画係（☎223局3570）

夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行訓練を行います。

【ジェット機】

▽とき 12月14日^月・15日^火の1日没から午後9時ごろまでの間（予備

日^{16日}・17日^水、21日^月～23日^水）

【救難ヘリコプター・救難搜索機】

毎週月・火曜日の日没から午後9時ごろまで行います。

▽問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室（☎2223局0981内線254）

平日忙しい人のためのマイナンバーカード休日窓口

平日にマイナンバーカードの受け取りや申請ができない人のために、次の日程で休日窓口を開設します。



マイナンバーカードがあればコンビニエンスストアで証明書を取得できます。この機会にマイナンバーカードを持ってみませんか。

▽とき 12月12日^土、令和3年1月24日^日・午前8時30分～正午

▽ところ 住民課窓口

▽持ってくるもの

【申請】 申請書（ない場合は役

場で交付）、申請書貼付写真（ない場合は、申請時に無料で撮影）、印かん、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード（持っている人のみ）

【受け取り】 交付通知書、印かん、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード（持っている人のみ）

※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証などの顔写真付きは1点、健康保険証などの顔写真がないものは2点必要です。

※受け付けは本人のみです。

※住民票などの証明書の発行は行いません。

体育施設利用の年間登録を受け付けます

総合体育館や小体育館、小・中学校体育館などの体育施設を年間をとおして利用したい団体は、申し込んでください。

▽利用期間 令和3年4月1日^日から1年間

▽登録条件 定期的な施設利用が必要な、町内者を6割以上含む8人以上の団体

▽申し込み 令和3年1月18日^月までに、総合体育館（☎2222

局0181）へ
※申込書は総合体育館にあります。詳しくは、申込書で確認してください。

中央公民館講座 わたしはどんな人？

交流分析で自分自身を知りましょう。人と人が関わる時、人間が生きていくために必要な心の栄養（ストローク）が交換されます。交流分析を学び、プラスのストロークを交換する適切なやり取りを行うと、温かい人間関係を築くことができます。

今回は、決められた質問に回答することでエゴグラムを作成し、自己理解を深めてもらい、皆さんの生活の幸せにつながるような講座を用意しました。

▽とき 12月19日^土・午前10時～正午

▽ところ 中央公民館2階

▽参加費 無料

▽講師 伊藤克広さん（中学校講師・元日本学校教育相談学会会員）

▽定員 30人（先着順）

▽申し込み 12月3日^日から・午前9時～午後5時に、中央公民館

（☎2222局1681）へ

※月曜日は休館です。

お知らせ

クリスマス&お正月クラフトマーケット

町のボランティア



活動団体や障がい者小規模作業所などの

手作り小物、クリスマス・正月飾り、断捨離品の展示・販売を行います。

▽とき 12月1日(火)～19日(土)・午前9時～午後5時30分(19日は午後2時まで)

※日曜日は休みです。

▽ところ 町民会館2階

▽問い合わせ ボランティア活動センター(☎2221局1011)

芦屋釜の里イベント情報

▽問い合わせ 芦屋釜の里(☎223局5881)

1 新春特別呈茶

年の初めに茶室で抹茶を一服いかがですか。



▽とき 令和3年1月5日(火)～7日(木)・午前9時～午後4時40分

▽ところ 芦屋釜の里大茶室

▽内容 大茶室での呈茶(取り寄せの和菓子と抹茶)

※お点前はありません。

▽料金 中学生以上500円、小

学生300円、未就学児200円(入園料とお茶代)

2 記念写真を撮りませんか



季節の花と緑あふれる日本庭園を背に、記念写真を撮りませんか。成人式を迎える人は無料で入園できます。

▽とき 令和3年1月10日(日)・午前9時～午後5時(入園は午後4時40分まで)

町・県民税の申告に関するお願い

令和元年中の収入申告をしていない人に対して、申告ハガキを送付しますので、申告に必要な次のものをそろえて、申告の手続きをお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染症の影響で、来庁が困難な場合は連絡してください。

▽とき 12月28日(木)まで(土日を除く)

▽ところ 役場税務課窓口

▽持つてくるもの

●申告ハガキと印かん(代理申告の場合は代理人の印かん)

●所得の内容がわかるもの(源泉徴収票など)

●事業所得などがある人は経費がわかるもの(帳簿、領収書など)

●生命保険、地震保険などの控除

証明書

●障害者手帳など(交付を受けている人のみ)

▽問い合わせ 課税係(☎223局3534)

医療費通知を発送します

芦屋町国民健康保険では、2カ月間に1回(奇数月の月末)、世帯主へ医療費通知を発送しています。

また、この医療費通知は、確定申告(医療費控除)の際、添付することにより「医療費控除の明細書」の明細欄の記載を省略することができます。

ただし、令和2年12月診療分は医療機関などの領収書を基に「医療費控除の明細書」を作成する必要があります。

令和3年1月以降の医療費通知発送月一覧

診療年月	発送年月
2年10月～11月	3年1月末
2年12月～3年1月	3年3月末
3年2月～3月	3年5月末

▽問い合わせ

医療費通知に関すること＝保険年金係(☎223局3532)、確定申告に関すること＝課税係(☎223局3534)

年末の交通安全運動12月11日(金)～31日(木)

▶問い合わせ 地域振興・交通係(☎223局3539)

交通ルールへの遵守と正しいマナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を目的に、12月11日(金)から31日(木)まで県下一斉に交通安全運動が行われます。

一人ひとりが交通ルールや交通マナーを守ることの大切さを理解し、自分の命は自分で守る意識を身につけましょう。

▷重点項目 飲酒運転撲滅、子どもと高齢者の交通事故防止、横断歩道マナーアップ運動の推進

【飲酒運転ダメ!絶対!】

飲酒運転は**犯罪**です。

「飲酒運転は、絶対しない、させない、許さない。」

そして、「見逃さない」ことを徹底しましょう。

飲酒運転を見かけたら、**迷わず110番通報**しましょう。



プレミアム付きバス共通乗車券と タクシー初乗り利用券を販売します

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した公共交通の利用
促進を図るため、プレミアム付きバス共通乗車券などを販売します。

① 芦屋タウンバス・北九州市営バス共通乗車券

販売価格5千円で乗車券1万円分（100円乗車券×100枚で1冊）を、限定で500冊。

※北九州市営バスのひまわりバス

カードとは併用できません。

※おつりは出ません。



② タクシー初乗り利用券

販売価格5千円で初乗り利用券1万円相当分（15枚で1冊）を限定で500冊。

※初乗り料金は主に680円で、北九州タクシー協会加盟全事業所で利用可能です。

※1度に2枚以上の使用はできません。



【共通項目】

▷とき 12月15日(金)から完売する日までの
平日・午前9時～午後5時

※12月20日(金)の午前9時から正午まで販売
します。ただし、完売となった場合は、販
売を行いません。販売状況は、芦屋町ホー
ムページまたは電話で確認できます。

▷ところ 役場1階ロビー

▷対象者 町内に住んでいる人

※販売時に住所を確認しますので、運転免許
証や健康保険証などを持ってきてください。

※代理人への販売は行いません。

▷購入限度 1人につきそれぞれ2冊まで

▷使用期限 令和4年3月31日まで

▷問い合わせ 地域振興・交通係（☎223
局3539）

芦屋町職員 追加募集

職 種	採用予定人数	受 験 資 格	1 次 試 験	
一般事務職	3人程度	平成2年4月2日以降に 生まれた人	試験日	12月24日(金)～1月19日(金)の うち、受験者が選択する日時
社会福祉士	1人程度	次の要件をいずれも満た す人 ・平成2年4月2日以降 に生まれた人 ・社会福祉士の資格を持 っている人で、社会福祉士 としての職務経験が2年 以上ある人	試験会場	受験者が選択するSPIテスト センター会場（福岡常設会 場など全国の指定会場）
			試験科目	SPI3（総合適性検査） ※総合適性検査＝能力検査、 性格検査

▷申し込み 12月11日(金)までに、人事係（☎223局3574）へ

※詳しくは試験案内をご覧ください。

※9月～11月に行った、「令和2年度芦屋町職員採用試験」に申し込
んだ人は申し込みできません。

※試験案内と申込用紙は人事係にあります。また、町のホームページからもダウンロードできます。



酸性電解水を無償配布しています

▷問い合わせ 庶務係 (☎223局3572)

インフルエンザやノロのウイルス対策にも！

寒くなり始め、インフルエンザなどの感染症が流行し始める季節になりました。酸性電解水は、インフルエンザウイルスやノロウイルスに対して、高い除菌効果を発揮することが厚生労働省からも示されています。町では、引き続き新型コロナウイルス感染症対策として、酸性電解水の無償配布を行っていますので、さまざまな場面で活用してください。日程は下記のとおりです。



と き	ところ	1月以降の予定
当面の間、平日の 午前8時30分～午後5時15分 ※年末年始（12月29日☎～令和3年 1月3日☎）は役場閉庁日です。	役場・総合案内横	町民会館、公民館、総合体育館での配布は今後も予定しています。
12月20日☎ 午前10時～午後4時	町民会館 芦屋東公民館 山鹿公民館 総合体育館	詳しくは、1月10日発行の広報あしやまたはホームページをご覧ください。

▶配布量

1世帯あたり1リットル程度

▶準備するもの

ペットボトル容器など

※紫外線で酸性電解水の効果が弱まるので、遮光性の容器が適しています。

▶保管方法など

- 涼しく、紫外線が当たらない場所で保管してください。
- アルミホイルなどで容器を包むと効果が持続しやすくなります。
- 正しく保管すると使用期限は約1カ月です。
- 誤飲などを防ぐため、容器には必ず日付けと酸性電解水と明記してください。

▶使用方法

- あらかじめ除菌したい場所の汚れを落してから使用してください。
- 除菌したい場所に、酸性電解水を十分に吹きかけてからペーパータオルで拭いたり、布巾やペーパータオルに十分に含ませて拭いたりしてください。
- 新型コロナウイルスの対策として、使用する場合は、対象物に掛け流して使用することが推奨されています。新型コロナ対策に有効とされる酸性度、濃度で生成していますが、時間の経過や保管状態によっては、濃度が低下します。

酸性電解水の使い方例

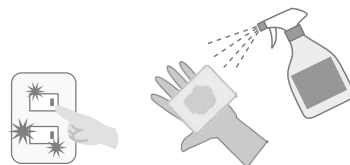


- 机や手すり、ドアノブ、便器、スイッチなどの除菌
- スプレーで直接噴射。
場合によっては拭き取る



- ふきんなどに噴射して拭き取る

⑨素材により水拭きをする



その二百九十五

芦屋町郷土史研究会とともに

●郷土史研究会と郷土史家

芦屋町は歴史の宝庫です。これまでも歴史民俗資料館では歴史・文化の掘り起こしを行っています。この歴史の調査・研究を資料館の設立よりも古く、70年近く前から行っている団体があります。芦屋町郷土史研究会です。

発足は1954（昭和29）年。初代会長は岩崎天外氏（てんがい）。1884（明治17）年生まれの南画家にして郷土史家だった人物です。2代会長は榎枝卯七氏。町の職員だった人で、行政の生き字引と言われた人です。町誌編集の際もオプザーバーとして熱心に協力されました。3代会長は野間栄氏。芦屋役者の研究や鬼瓦の調査は全国レベルで、郷土史家の鑑（かがみ）ともいえる業績を残されました。4代会長は町の郵便局長だった吉永光雄氏。5代会長は教育者で中間市の教育長を務められた小曾我清太郎氏。6代会長は新聞記者だった向井秀雄氏。町制100周年発行の増補改訂版芦屋町誌の主筆も務められました。7代会長は1997（平成9）年から22年間郷土史研究会を

率いてこられた重昭徳氏。長らく教職に携わられた先生で、歴史民俗資料館の管理にも携われました。8代会長は現会長でもある中西一美氏。さらに理事として藤本万平氏、鈴木長敏氏、縄田益三氏、柴田正生氏、渡邊善造氏らが活躍されました。

●
『おか岡』
の発行

1971（昭和46）年の町誌編集を機会に、会より発行された機関紙『岡』も1972（昭和47）年から続き、もうすぐ50号になろうとしています。初期の『岡』の表紙は画家の丹生忍冬斎氏（にぎにんとうさい）が担当し、町の文化財を主題に2色刷りながらも、芸術性をも併せ持つ趣きあるものでした。内容は、郷土史に関する研究と調査を論文・エッセーなどにまとめたも

創刊の辭	櫻枝卯七
地と人と……中世への手がかり	向井秀雄
芦屋行事ひらり書	野間 栄
芦屋の面八たち	丹生 忍冬齋
神社文書事上上帖	有 吉 恭子
野政夜話	石川 重則
西郷隆盛と芦屋	藤本 春秋子
史跡めぐり紀行	向井秀雄・野間 栄
史蹟と文化財を守ろう	編 集
郷土史研究会この一年の歩み	部 24
郷土史研究会会則	27
表題「嵐」に就て	30
郷土史研究会会員名簿	39
編集後記	31
題 字	玉井政雄
表紙	丹生忍冬齋

△『崗』創刊号の目次



△町の文化財が描かれた機関紙『崗』表紙

のでした。創刊号の目次から、表題を拾つてみます。「地と人と・中世への手がかり」、「芦屋行事ひろい書」、「芦屋の画人たち」、「神武社文書上帳」、「町政夜話」、「西郷隆盛と芦屋」と面白そうな話題が並んでいます。

これまで、崗の古いバックナン
バーは希少で読むことが困難でし
たが、このほど郷土史研究会ではコ
ピー製本を行い、閲覧ができるよう
になりました。先人たちの熱意溢れ
る歴史探求に目を向けてみません
か。活動拠点・事務局は歴史民俗資
料館にあります。郷土史研究会では
広く門をあけ、新しい会員をお待ち
しています。

(芹屋歴史の里)

※もつと芦屋町郷土史研究会を知りたい人は、芦屋歴史の里（☎222局2555）まで問い合わせてください。



ツブ目指しつ
つも自分のボ
ディ拡大防止
にも気を付け
ないといけま
せん。(鉄守)
くわもり

▼スポーツの秋。今年は、コロナ禍で町民体育祭などのスポーツイベントがのきなみ中止となり、体を動かす機会が減りました。これまでいくつかのスポーツイベントの取材に行きましたが、参加者の皆さんも同じように運動の機会が減ったと話していました。実は5月ごろ、ウォーキングを定期的に続けようとしましたが、一人では長続きしませんでした。コロナ禍が落ち着いたら、友だちと一緒に運動したいなと、うずうずしています。（小田）

▼この数カ月、編集後記もコロナのことがばかり書いていたので、今回はコロナから離れたかったのですが、第3波が今まで以上に襲ってきて、また緊張感が高まっています。インフルエンザの予防接種をすると言言しておきながら、全く予約ができず、いまだに予防接種をしていません。とにかく、自分でできる自己防衛に頑張ります。とはいっても引きこもるのではなく、感染予防対策バッチリの飲食店の利用は行う予定です。目印はこのステッカー（青色）。免疫力ア